



- ① 20kgのコンテナを用意する。
- ② コンテナにひもを十字にはわせる。
- ③ ビニール・ポリを入れて（必ず空気は抜いてください）踏みつける。
- ④ 最後に十字に結束する。

農業用使用済プラスチックを「再製品化」リサイクル処理するためのお願い

農家のみなさんから集められた農業用使用済プラスチックは、種類ごとに「再生原料」に加工されたのち、「再製品」されます。「再製品」化の例としては、床材や建築資材、肥料袋、育苗箱、マルチフィルムなどの製品となり、またみなさんのお手元に戻っていきます。

このリサイクルを進めるため、みなさんのご協力をお願いします。

回収するもの

- 農業用ポリフィルム、農業用ビニール
- マルチシート、ブルーシート（ハトメ無し）
- 反射・射光シート、防風・防虫ネット
- 育苗箱、苗ポット、塩ビパイプ
- フレコンバックなど織物状のもの
- ホース類、マイカ線

端材かマイカ線でしばってください。

※ 荒なわやタタミのへり、針金などでしばらないでください。

回収しないもの

- 農薬容器等 今年秋の回収予定です。今回は回収を行いません。

※問合せ先：中山町産業振興課（Tel 662-2063）

- **処理希望者は8月27日（木）回収日当日に、別紙申込書を回収場所の受付にお持ちください。**

注意 !! 産業廃棄物を運搬する車には表示と書面の備え付けが必要です

- ◎ 廃棄物処理法の改正に伴い、農業者が農業用使用済プラスチックなどを市町村協議会等が指定する回収場所へ運搬する場合や、ほ場から収集場所に運搬する場合においても、「産業廃棄物運搬車」の表示と「書面」の備え付けが必要となります。法律に違反した場合は刑事罰を受けることもあります。

※問合せ先：産業振興課農業振興グループ Tel 662-2063

※ 回収について以下のことを必ず守ってください！

- 別紙「産業廃棄物運搬車」用紙に氏名を記入し、運搬車の両側面にガムテープ等で貼り付けることを徹底して下さい。
- 回収場所へ搬入する際には別紙「搬入管理票」（書面）に必要事項を記入の上、必ず当日持参して下さい。
- 別紙「委任状及び申込書」に必要事項を記入の上、当日必ず回収場所の受付に提出して下さい。